

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
<p>持続可能な物流体系の構築にむけて ～「多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等事業」の二次公募開始～</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000919.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000919.html</a></p>	R7.7.17	国土交通省	
<p>「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」案等に対する意見募集について</p> <p><a href="https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jul/250716_toriteki.html">https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jul/250716_toriteki.html</a></p>	R7.7.16	公正取引委員会	
<p>荷役作業の効率化のための「標準仕様パレット」の利用促進支援事業費補助金の3次公募について</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000918.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000918.html</a></p>	R7.7.16	国土交通省	
<p>「標準的運賃」に係る実態調査結果の公表 ～「標準的運賃」の浸透・活用状況等について調査を実施～</p> <p><a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000337.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000337.html</a></p>	R7.7.11	国土交通省	

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
<p>輸送効率化を通じた更なる省エネ化に必要なシステムや車両に対する導入補助を開始します！ ～ 令和7年度「トラック輸送省エネ化推進事業」の公募を開始します～ <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000336.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000336.html</a></p>	R7.7.4	国土交通省	
<p>事業用自動車事故調査委員会が10年総括を公表 ～新しい取組みを実施していきます～ <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000716.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000716.html</a></p>	R7.7.4	国土交通省	
<p>LINEを活用したアプリで全国の道路管理者(国、都道府県、政令市)が被災状況を報告・共有するシステムの試行運用を開始します <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001961.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001961.html</a></p>	R7.6.30	国土交通省	
<p>事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請受付を開始 ～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～ <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000713.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000713.html</a></p>	R7.6.27	国土交通省	
<p>中小企業省力化投資補助事業(一般型)の第3回公募要領を公開しました <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2025/250627shoryokuka_kobo.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2025/250627shoryokuka_kobo.html</a></p>	R7.6.27	中小企業庁	

トピック(報道発表)	公表日	関係省庁	2次元 バーコード
<p>日本郵便輸送株式会社に対する報告の徴収について  <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000710.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000710.html</a></p>	R7.6.25	国土交通省	
<p>日本郵便株式会社に対する輸送の安全確保命令について  <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000709.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000709.html</a></p>	R7.6.25	国土交通省	
<p>日本郵便株式会社に対する貨物自動車運送事業法の許可取消しに伴う                  第二種貨物利用運送事業に係る事業の一部停止命令について  <a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000331.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000331.html</a></p>	R7.6.25	国土交通省	
<p>「令和7年度下請事業者との取引に関する調査」を実施しています                  ～専用サイトにアクセスして回答をお願いします～  <a href="https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/250625shitauke_search.html">https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/250625shitauke_search.html</a></p>	R7.6.25	中小企業庁	
<p>(令和7年6月25日)独占禁止法に関する相談事例集(令和6年度)について  <a href="https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250625.html">https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/jun/250625.html</a></p>	R7.6.25	公正取引委員会	

# 多様な輸送モードのさらなる活用に向けた実証等事業

## ～「多様な輸送モードのさらなる活用に向けた実証等事業」の募集開始～

現在の物流における課題として、トラックドライバーの輸送力不足や二酸化炭素の排出などが挙げられますが、航空機・船舶（内航海運）を活用した輸送により課題解決に資すると期待されています。また、災害時の輸送網確保の観点からも、陸上輸送以外の手段を活用していくことは非常に重要であると考えられています。航空機の空きスペース等の活用や内航海運の新規需要創出を推進し、環境負荷の低減、トラックドライバーの輸送力不足および災害時の安定的な物流網の確保を通じた、持続可能な物流体系の構築を図ることを目的とした事業の公募を開始します。

### 【事業概要】

#### (1) 補助対象事業者

航空運送事業者、海上運送事業者、貨物利用運送事業者その他の航空運送や海上運送に係る民間事業者

#### (2) 補助対象経費（補助率）

##### 1. 航空貨物輸送の更なる活用に向けた実証等事業の場合

[1] 定期便の空きスペースを活用した新たな航空輸送サービスの実現に向けた実証運航・需要調査に要する費用

[2] モーダルシフトに資する空港への検査機器（計量器等）等の導入に要する費用

（補助率：[1]定額、[2]1/2）

##### 2. 海上輸送の新規航路開設に向けた実証事業の場合

・ 内航海運の新規需要創出（新規航路（寄港地の変更や追加を含む）、混載輸送、空荷防止等）に関する実証運航に要する費用（補助率：1/2）

### 【公募の詳細・申請様式等について】

公募の詳細や申請様式等については、国土交通省公式HPに公募要領等を掲載いたしますのでご確認ください。

国土交通省公式HP：

[https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu\\_freight\\_tk1\\_000272.html](https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000272.html)



### 【スケジュール】

公募期間：令和7年7月17日（木）～8月18日（金） 17時まで（必着）

事業期間：交付決定の日～令和8年2月27日（金）（予定）

#### 【お問合せ先】

国土交通省物流・自動車局 物流政策課 高田、松山、小安

TEL：03-5253-8111（内線41-833、41-841）

直通 03-5253-8801

# 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」案等に対する意見募集について

令和7年7月16日  
公正取引委員会

令和7年5月16日に「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」(令和7年法律第41号。以下「改正法」という。)(注)が成立し、同月23日に公布されました。

公正取引委員会では、改正法の施行に伴い必要となる公正取引委員会規則等の整備をするため、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」案等を作成しました。

つきましては、本件について、後記のとおり関係各方面から意見を募集いたします。

なお、改正法の施行期日は、令和8年1月1日です。

(注) 令和8年1月1日の改正法施行により、法律の題名は、「下請代金支払遅延等防止法」(「下請法」)から「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(「中小受託取引適正化法」、「取適法」)に改められます。

## 問い合わせ先

1 (1)、(2)、(3)及び(4)に対する問い合わせ先  
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課  
電話 03-3581-3373 (直通)

1 (5)及び(6)に対する問い合わせ先  
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部  
フリーランス取引適正化室  
電話 03-3581-5479 (直通)

ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>



パブリックコメントHP

意見提出期限: 令和7年8月15日(金)23:59分

# 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」案等に対する意見募集について

募集中

facebook | X (旧Twitter)

カテゴリー	経済財政政策
案件番号	110300042
定めようとする命令などの題名	1 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第四条の明示に関する規則」案 2 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第六条第一項及び第二項の率を定める規則」案 3 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第七条の書類等の作成及び保存に関する規則」案 4 「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準」案 5 「公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則」改正案 6 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方」改正案
案の公示日	2025年7月16日
受付開始日時	2025年7月16日13時30分
受付締切日時	2025年8月15日23時59分
意見提出が30日未満の場合その理由	

意見募集要領 (提出先を含む)	意見公募要領 PDF
命令などの案	【別紙1】 明示規則案 PDF 【別紙2】 遅延利息規則案 PDF 【別紙3】 作成・保存規則案 PDF 【別紙4】 運用基準案 PDF 【別紙5】 公正取引委員会関係特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行規則改正案 PDF 【別紙6】 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の考え方改正案 PDF
関連資料、その他	
資料の入手方法	-
備考	
問合せ先 (所管省庁・部局名等)	公正取引委員会事務総局取引部企業取引課 電話 03-3581-3373

誤投稿防止のため、意見の提出に当たって必ず「意見募集要領 (提出先を含む)」及び「命令などの案」の全部を確認してください。

「意見募集要領 (提出先を含む)」及び「命令などの案」の全部を確認しました。

戻る

# 下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

## 背景・概要

- 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。
- このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。

## 1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）

### 【規制内容の追加】

#### （1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】

- 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止。

#### （2）手形払等の禁止

- 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。

※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。

### 【規制対象の追加】

#### （3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】

- 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。

#### （4）従業員基準の追加【適用基準の追加】

- 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。

### 【執行の強化等】

#### （5）面的執行の強化

- 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。

#### ※その他

- 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。
- 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。
- 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。
- 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。

## 2. 振興の充実（下請中小企業振興法）

### （1）多段階の事業者が連携した取組への支援

- 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。

### （2）適用対象の追加

- ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加
- ②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。

### （3）地方公共団体との連携強化

- 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。

### （4）主務大臣による執行強化

- 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。

## 3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）

- 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。
- 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。

物流標準化促進事業費 補助金交付のお知らせ

3次公募

# 標準仕様パレットを導入・活用する 物流事業者・倉庫事業者・荷主の方へ

補助金

# 補助率 1/2

上限あり

事業A:荷役作業効率化の取組500万  
事業B:物流効率化の取組1000万

までの交付となります。

※詳しくは公募要領をご確認ください。

## 補助対象機器・設備例

### 事業A:【荷役作業効率化の取組】

#### 搬送機器・設備等



#### 現有パレットの 処分費用



等

### 事業B:【物流効率化の取組】

#### 機器・設備等



等

補助対象要件パレット  
(T11型:レンタル)  
を活用

補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください。

## パレット標準化促進事業事務局

HP: <https://pacific-hojo.com/pallet/>

TEL: 050-5482-3523 【受付時間】平日10:00~16:00(土日祝日を除く)



## 補助対象・補助要件となる設備

標準仕様パレットを導入、及び管理にあたり必要な設備・機器の導入費用、  
既存設備の改修費用、現有自社パレットの処分費用が補助対象となります。

### 事業A:【荷役作業効率化の取組】

設備	要件
① 標準仕様パレットの導入に伴う搬送設備等	・標準仕様パレットを運搬・荷役する設備 <sup>※1</sup> 【搬送設備例】 パレタイザー、ラック、ハンドリフト、フォークリフト パレットローラー、垂直搬送機、フィルム包装機 輸送・保管ボックス等 ※パレットのレンタル費用は補助対象外
② 現有自社パレット	・標準仕様パレット導入にあたって不要となった既存のパレットの処分費用

### 事業B:【物流効率化の取組】

設備	要件
標準仕様パレットの効率的な利用にかかる機器・設備等	・標準仕様パレットの効率的な管理を行う機器・設備 <sup>※2</sup> 【機器・設備例】 RFID、バーコード、二次元バーコード、三次元バーコード カメレオンバーコード、カラーバーコード、ラベル 入出庫管理ゲート、ハンドスキャナー、カメラ、アンテナ等

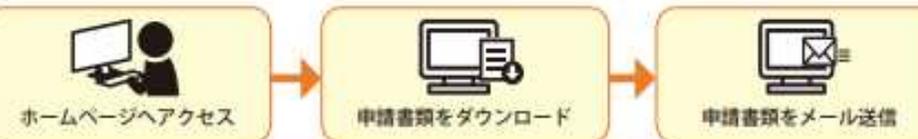
※1【搬送設備例】に列挙したものの以外でも、標準仕様パレットの導入に伴う設備として必要と認められた場合は、補助対象・補助要件となります。

※2【機器・設備例】に列挙したものの以外でも、標準仕様パレットの効率的な管理に伴う機器・設備として必要と認められた場合は、補助対象・補助要件となります。

※申請する事業により対象設備・要件の詳細は公募要領をご確認ください。

## 申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、メールにてご申請ください。



## 申請受付期間

申請受付開始

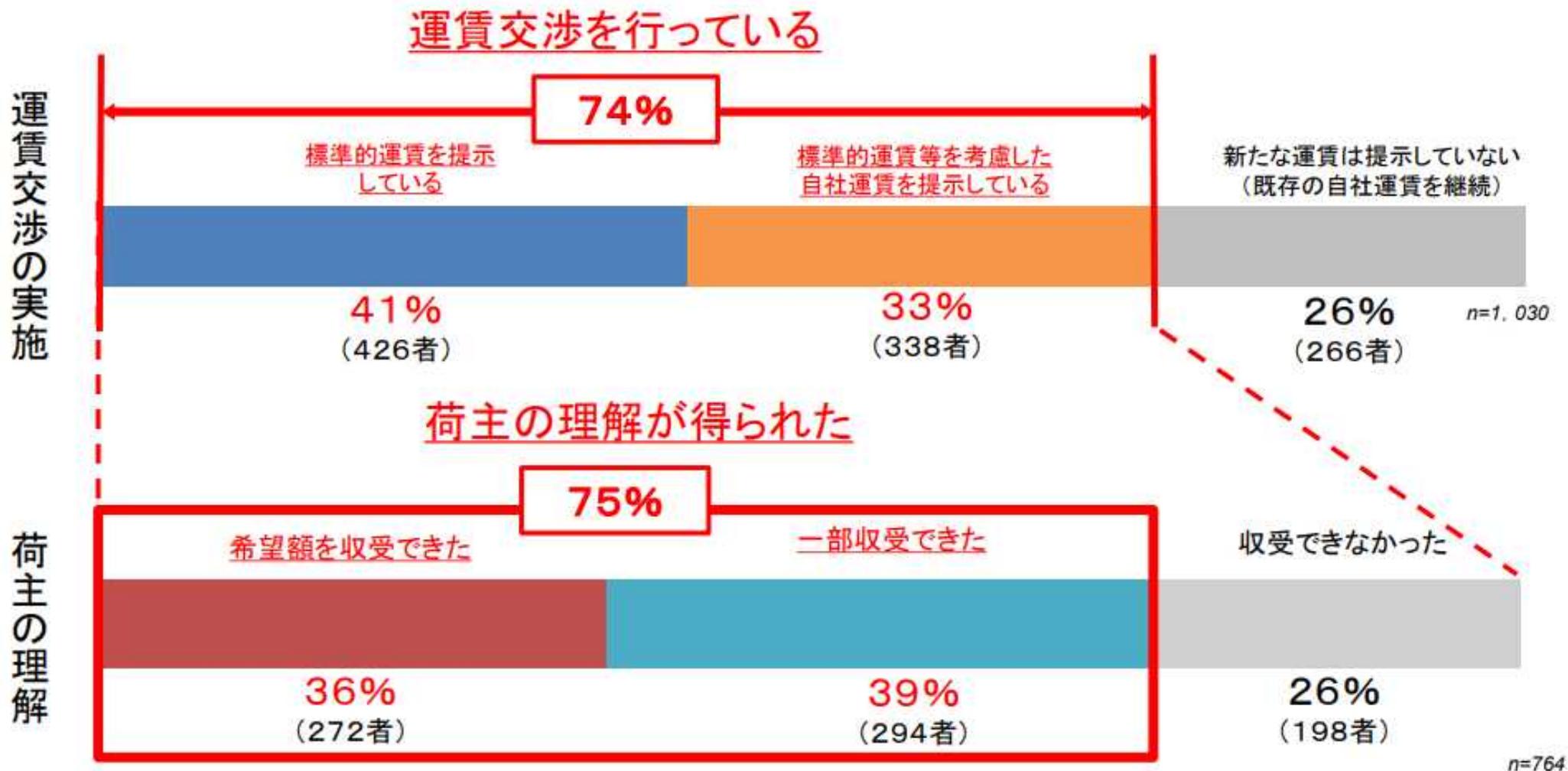
令和7年7月16日(水) 14:00~

申請受付終了

令和7年8月20日(水) 16:00

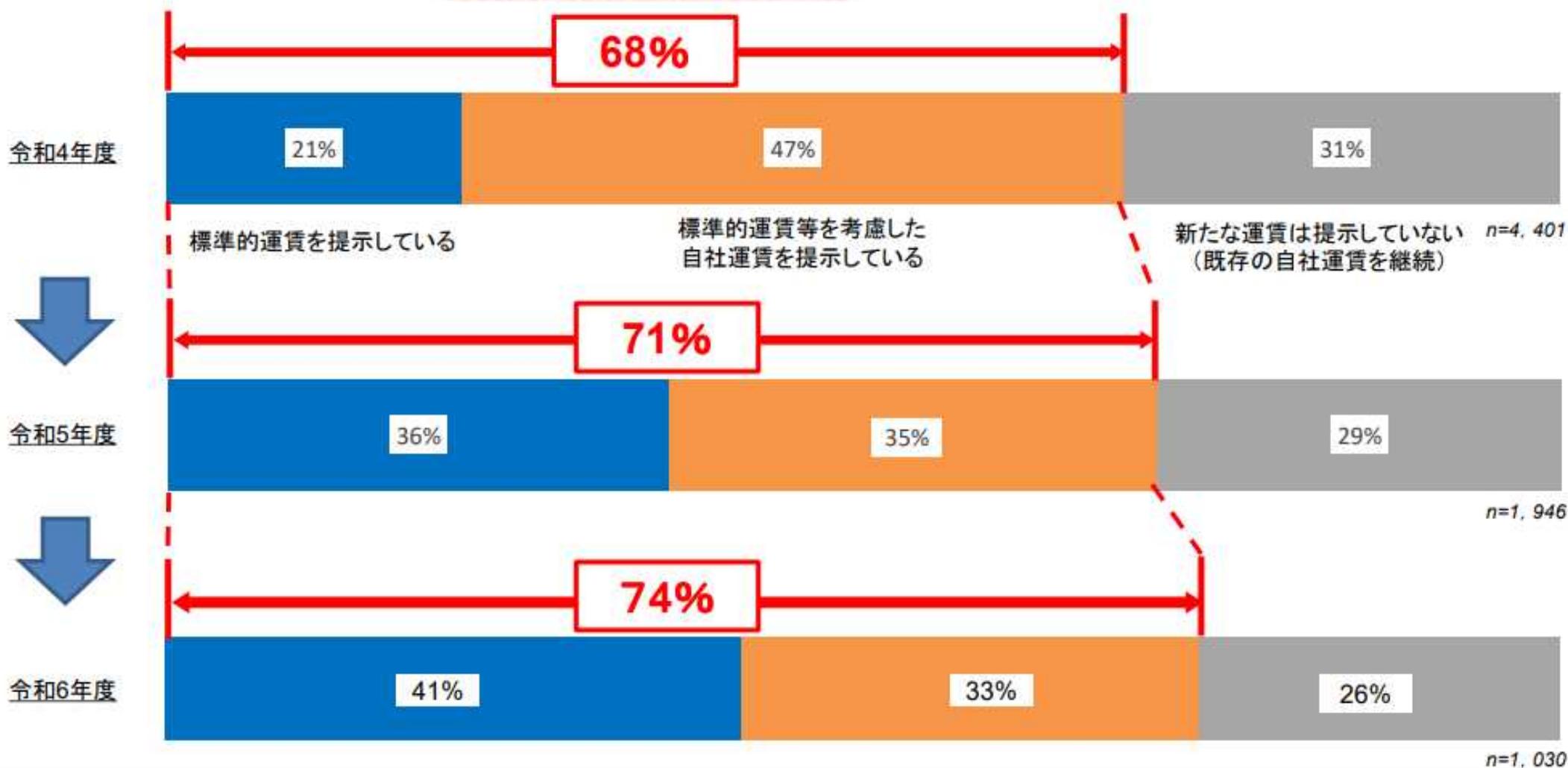


- 運送事業者の運賃交渉の状況や、運賃交渉に対する荷主の理解について調査
- 運賃交渉を行っている事業者は全体の74%、そのうち荷主の理解が得られた事業者は75%である一方で、残りの26%は「希望額の収受ができなかった」と回答していることから、引き続き荷主の理解のための周知・啓発が必要である。



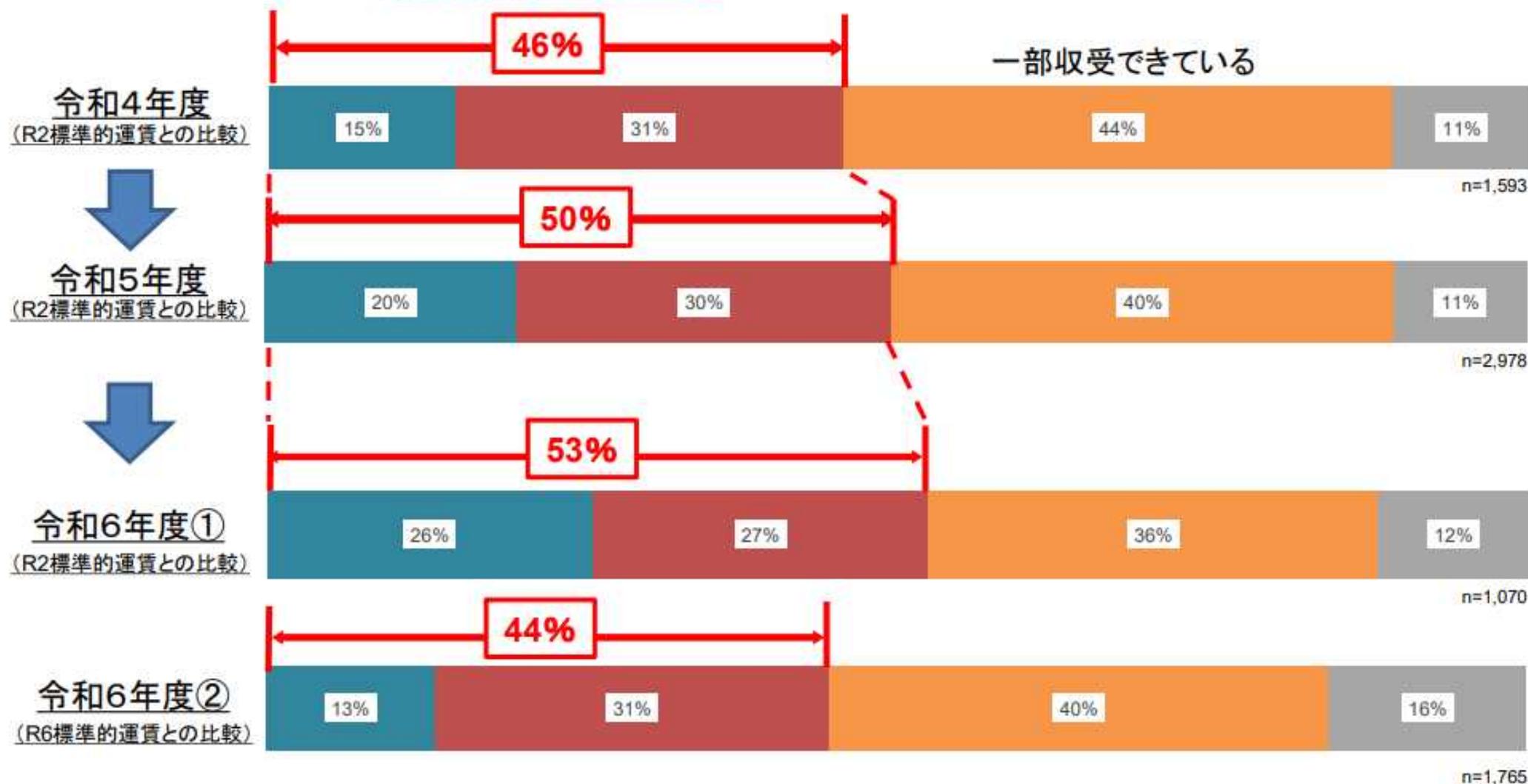
- 運賃交渉を行っている割合は、令和4年度は68%だったが、令和6年度は74%と年々微増している。
- 特に、「標準的運賃を提示している」事業者が増加していることから、「標準的運賃」の活用が進んでいる。

## 運賃交渉を行っている



- 「標準的運賃」と実際に収受できた運賃との乖離率を調査
- 令和6年3月に「標準的運賃」の改定があったため、令和6年度において「概ね収受できている」事業者は減少したものの、改定前の「標準的運賃」と比較した場合、「概ね収受できている」割合は増加しており、適正な運賃収受への理解は進んでいる。

## 概ね収受できている



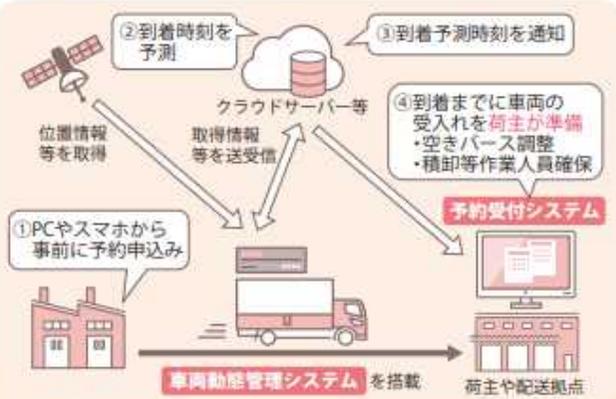
令和7年度運輸部門エネルギー使用合理化・  
非化石エネルギー転換推進事業費補助金(トラック輸送省エネ化推進事業)  
※経済産業省・国土交通省の連携による国庫補助事業

# 車両動態管理システムの活用 を検討されている皆様への補助

## 補助対象システム・荷主連携イメージ



- 補助対象となるシステム・車両を活用したトラック事業者と荷主等との連携による輸送効率化の取組が対象となります。
- 取組による省エネ効果(トンキロあたりの燃料削減率)3%以上の計画立案と達成が条件です。



車両動態管理システムと他システムを連携することで省エネ効果向上!!

- 荷待ち時間減少
- アイドリング待機時間減少
- 省エネ効果!

で囲われているシステムが補助対象の一例です。

補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください  
**トラック輸送省エネ化推進事業事務局**

TEL:050-5799-8523 【受付時間】平日10:00~17:00 (12~13時、土日祝日・年末年始は除く)  
mail: truck\_hojokin@07.pacific-hojo.jp  
HP: https://www.pacific-hojo.jp/



執行団体：パシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックリプロサービス株式会社

## 補助対象事業者・補助対象機器(システム・車両)

補助対象事業者 ○:単独申請・共同申請とも可 △:共同申請のみ可

システム/車両	貨物自動車運送事業者	第二種貨物利用運送事業者	自家用トラック事業者	荷主等	リース事業者
車両動態管理システム+予約受付システム等又は配車計画システム	○	○	○	△	△
予約受付システム等	○	○	○	○	△
配車計画システム	○	○	○	○	△
ダブル連結トラック	○	○	○	△	△
スワップボディコンテナ車両	○	○	○	△	△

## 補助対象システム・車両

補助対象システム	補助率	補助金上限額及び取組車両の下限・上限台数
車両動態管理システム	定額(1/2以内) <sup>※1</sup>	上限額14万円/台×上限30台/事業者 上限台数の緩和措置あり <sup>※2</sup>
予約受付システム		
ASINシステム	定額(1/2以内)	上限額4千万円/事業者 下限5台/事業者 <sup>※3</sup>
受注情報事前確認システム		
パレット等管理システム		
パレタイズシステム	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者 下限5台/事業者 <sup>※3</sup>
配車計画システム	定額(1/2以内)	上限額4千万円/事業者 下限5台/事業者 <sup>※3</sup>
AI-IoTによるシステム連携ツール	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者
ダブル連結トラック	定額(1/2以内) <sup>※4</sup>	上限額1千万円/台×上限10台/事業者
スワップボディコンテナ車両	定額(1/2以内) <sup>※4</sup>	上限額1千万円/台×上限10台/事業者 (積台は上限3基/台)

- ※1:「定額(1/2)」とは、定額(補助金上限額)と補助対象経費×1/2のいずれか低い額を補助金額とすることをいう。
- ※2:優遇措置対象車両(非化石トラック及び省エネ法に基づく自動車燃費目標基準(2025年度目標)を満たすトラック)については、1事業者あたりの上限台数に含まないこととする。ただし、1事業者あたりの上限台数は優遇措置対象車両を含めて最大60台までとする。
- ※3:予約受付システム等または配車計画システム単独の申請の場合については、少なくとも車両5台以上による取組実施を必須とする。(車両動態管理システムとの連携による導入の場合は車両5台未満の申請も可)
- ※4:トン・キロあたりの燃料削減率の計画値が10.0%以上の場合は補助率を1/2以内、10.0%未満~3.0%以上の場合は補助率を1/3以内とする。

車両動態管理システムの申請においては、  
**予約受付システム等や配車計画システムとの連携が必須になります!**  
※既に導入済みのシステムやデジタコにオプションとして追加可能なシステムとの連携も可能!!

## 申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、電子申請システムからアップロードしてください。

ホームページへアクセス → 申請書類をダウンロード → 申請書類を電子申請システムからアップロード

## 公募申請受付期間

公募回	申請受付開始	申請受付終了	事業完了期限
1次	令和7年7月4日(金) 14:00	令和7年7月14日(月) 16:00	令和7年12月19日(金)
2次	令和7年7月28日(月) 14:00	令和7年8月8日(金) 16:00	

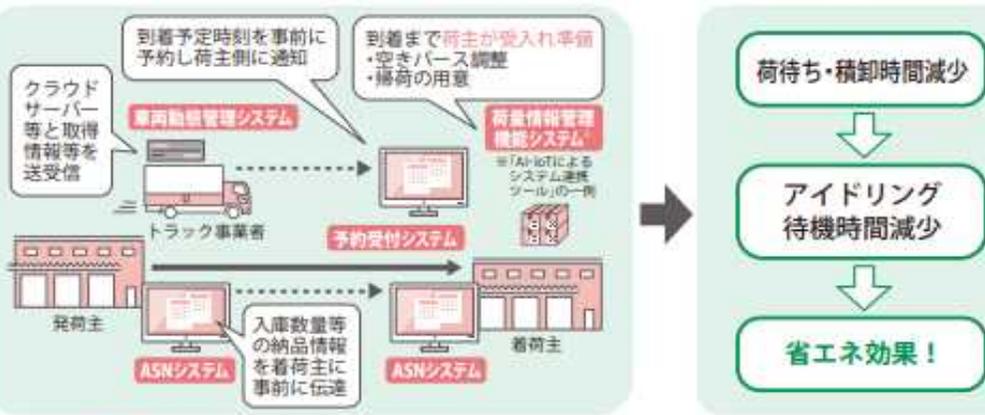
- 発注や契約は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前の発注・契約は補助対象外です。
- 事業完了期限までに取組内容と省エネ効果の結果及び車両運行データ等の報告が必要となります。

令和7年度運輸部門エネルギー使用合理化・  
非化石エネルギー転換推進事業費補助金(トラック輸送省エネ化推進事業)  
※経済産業省・国土交通省の連携による国庫補助事業

# 予約受付システム等・ 配車計画システムの活用 を検討されている皆様への補助

## 補助対象システム・荷主連携イメージ

- ・補助対象となるシステム・車両を活用したトラック事業者と荷主等との連携による輸送効率化の取組が対象となります。
- ・取組による省エネ効果(トンキロあたりの燃料削減率)3%以上の計画立案と達成が条件です。



で囲われているシステムが補助対象の一例です。

補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください  
**トラック輸送省エネ化推進事業事務局**  
TEL:050-5799-8523 【受付時間】平日10:00~17:00 (12~13時、土日祝日・年末年始は除く)  
mail: truck\_hojokin@07.pacific-hojo.jp  
HP: https://www.pacific-hojo.jp/



執行団体：パシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックリプロサービス株式会社

## 補助対象事業者・補助対象機器(システム・車両)

補助対象事業者 ○:単独申請・共同申請とも可 △:共同申請のみ可

システム/車両	貨物自動車運送事業者	第二種貨物利用運送事業者	自家用トラック事業者	荷主等	リース事業者
車両動態管理システム+予約受付システム等又は配車計画システム	○	○	○	△	△
予約受付システム等	○	○	○	○	△
配車計画システム	○	○	○	○	△
ダブル連結トラック	○	○	○	△	△
スワップボディコンテナ車両	○	○	○	△	△

## 補助対象システム・車両

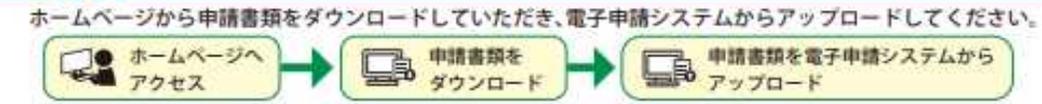
補助対象システム	補助率	補助金上限額及び取組車両の下限・上限台数
車両動態管理システム	定額(1/2以内) <sup>※1</sup>	上限額14万円/台×上限30台/事業者 上限台数の積和値あり <sup>※2</sup>
予約受付システム	定額(1/2以内)	上限額4千万円/事業者 下限5台/事業者 <sup>※3</sup>
ASNシステム		
受注情報事前確認システム		
パレット等管理システム		
配車計画システム	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者 下限5台/事業者 <sup>※3</sup>
AI-IoTによるシステム連携ツール	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者
ダブル連結トラック	定額(1/2以内) <sup>※4</sup>	上限額1千万円/台×上限10台/事業者
スワップボディコンテナ車両	定額(1/2以内) <sup>※4</sup>	上限額1千万円/台×上限10台/事業者 (荷台は上限3基/台)

- ※1:「定額(1/2)」とは、定額(補助金上限額)と補助対象経費×1/2のいずれか低い額を補助金額とすることをいう。
- ※2:「積和値」とは、非化石トラック及び電気トラックに基づく自動車燃費目標達成率(2025年度目標)を満たすトラック<sup>※3</sup>については、1事業者あたりの上限台数に含まれないこととする。ただし、1事業者あたりの上限台数は優遇措置対象車両を含めて最大60台までとする。
- ※3:予約受付システム等または配車計画システム単独の申請の場合については、少なくとも車両5台以上による取組実施を必須とする。(車両動態管理システムとの連携による導入の場合は車両5台未満の申請も可)
- ※4:トン・キロあたりの燃料削減率の計画値が10.0%以上の場合は補助率を1/2以内、10.0%未満~10%以上の場合は補助率を1/3以内とする。

**荷主等による単独の申請が可能です!**  
※車両動態管理システムとの連携は必須ではありません。

~令和7年度より補助対象となるパレットシステムの定義に「パレット又はトラック荷台への積み付け計画システム及び自動積み込みシステム」が追加されました!

## 申請方法



## 公募申請受付期間

公募回	申請受付開始	申請受付終了	事業完了期間
1次	令和7年7月4日(金) 14:00	令和7年7月14日(月) 16:00	令和7年12月19日(金)
2次	令和7年7月28日(月) 14:00	令和7年8月8日(金) 16:00	

- ・発注や契約は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前の発注・契約は補助対象外です。
- ・事業完了期限までに取組内容と省エネ効果の結果及び車両運行データ等の報告が必要となります。

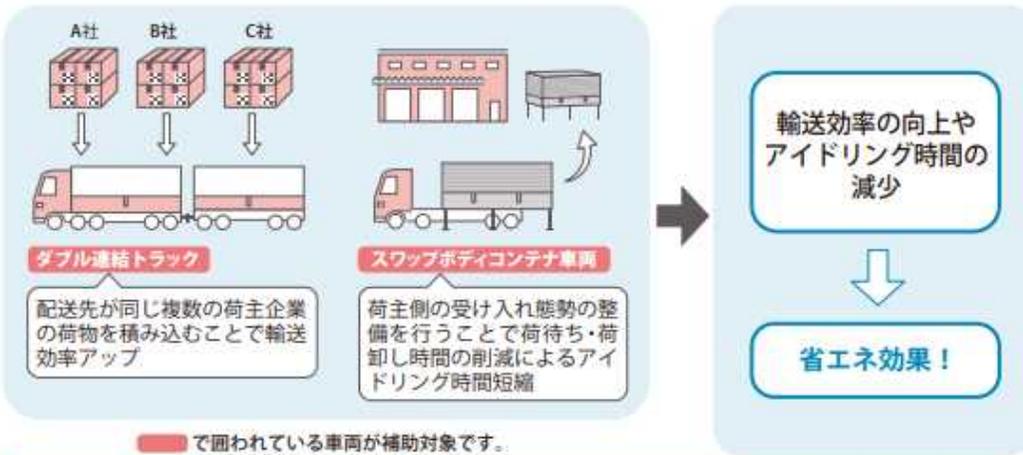
令和7年度運輸部門エネルギー使用合理化・  
非化石エネルギー転換推進事業費補助金(トラック輸送省エネ化推進事業)  
※経済産業省・国土交通省の連携による国庫補助事業

# ダブル連結トラック・ スワップボディコンテナ車両の活用 を検討されている皆様への補助

## 補助対象車両・荷主連携イメージ



- 補助対象となるシステム・車両を活用したトラック事業者と荷主等との連携による輸送効率化の取組が対象となります。
- 取組による省エネ効果(トンキロあたりの燃料削減率)3%以上の計画立案と達成が条件です。  
※但し、トン・キロあたりの燃料削減率により補助率が異なります。



補助金に関する不明点は、公募要領等を確認のうえ、下記までお問い合わせください  
**トラック輸送省エネ化推進事業事務局**

TEL : 050-5799-8523 【受付時間】平日10:00~17:00 (12~13時、土日祝日・年末年始は除く)  
mail : truck\_hojokin@07.pacific-hojo.jp  
HP : https://www.pacific-hojo.jp/



執行団体：パシフィックコンサルタンツ株式会社、パシフィックリプロサービス株式会社

## 補助対象事業者・補助対象機器(システム・車両)

補助対象事業者 ○:単独申請・共同申請とも可 △:共同申請のみ可

システム/車両	貨物自動車運送事業者	第二種貨物利用運送事業者	自家用トラック事業者	荷主等	リース事業者
車両動態管理システム+予約受付システム等又は配車計画システム	○	○	○	△	△
予約受付システム等	○	○	○	○	△
配車計画システム	○	○	○	○	△
ダブル連結トラック	○	○	○	△	△
スワップボディコンテナ車両	○	○	○	△	△

## 補助対象システム・車両

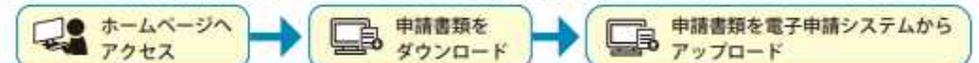
補助対象システム	補助率	補助金上限額及び取組車両の下限・上限台数
車両動態管理システム	定額(1/2以内) <sup>※1</sup>	上限額14万円/台×上限30台/事業者 上限台数の緩和措置あり <sup>※2</sup>
予約受付システム ASNシステム 受注情報事前確認システム パレット等管理システム パレタイズシステム	定額(1/2以内)	上限額4千万円/事業者 下限5台/事業者 <sup>※3</sup>
配車計画システム	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者 下限5台/事業者 <sup>※3</sup>
AI-IoTによるシステム連携ツール	定額(1/2以内)	上限額5千万円/事業者
ダブル連結トラック	定額(1/2以内) <sup>※4</sup>	上限額1千万円/台×上限10台/事業者
スワップボディコンテナ車両	定額(1/2以内) <sup>※4</sup>	上限額1千万円/台×上限10台/事業者 (前台は上限3台/台)

※1:「定額(1/2)」とは、定額(補助金上限額)と補助対象経費×1/2のいずれか低い額を補助金額とすることをいう。  
 ※2:優遇措置対象車両(非化石トラック及び省エネ法に基づく自動車燃費目標基準(2025年度目標)を満たすトラック)については、1事業者あたりの上限台数に含まないこととする。ただし、1事業者あたりの上限台数は優遇措置対象車両を含めて最大60台までとする。  
 ※3:予約受付システム等または配車計画システム単独の申請の場合については、少なくとも車両5台以上による取組実施を必須とする。(車両動態管理システムとの連携による導入の場合は車両5台未満の申請も可)  
 ※4:トン・キロあたりの燃料削減率の計画値が10.0%以上の場合は補助率を1/2以内、10.0%未満~3.0%以上の場合は補助率を1/3以内とする。

交付決定前の令和7年4月4日以降に新車登録された車両も補助対象となりました!

## 申請方法

ホームページから申請書類をダウンロードしていただき、電子申請システムからアップロードしてください。



## 公募申請受付期間

公募回	申請受付開始	申請受付終了	事業完了期限
1次	令和7年7月4日(金) 14:00	令和7年7月14日(月) 16:00	令和7年12月19日(金)
2次	令和7年7月28日(月) 14:00	令和7年8月8日(金) 16:00	

- 高輸送効率車両の導入に限っては、交付決定前であっても令和7年4月4日以降に新車登録された車両も補助対象となります。
- 事業完了期限までに取組内容及び省エネ効果の結果及び車両運行データ等の報告が必要となります。

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ASV）の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策支援推進事業を実施しており、令和7年6月30日より補助金の申請受付を開始しております。

## 令和7年度事故防止対策支援推進事業において実施する補助事業

### 【補助対象事業者（詳細はHP参照）】

#### ①自動車運送事業者（以下に該当する中小企業者）

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、  
 一般乗用旅客自動車運送事業者、特定旅客自動車運送事業者、  
 一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者  
 ただし、一般貸切旅客自動車運送事業者に限り中小企業者以外も対象となります。

#### ②リース事業者

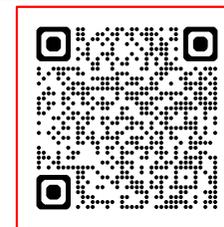
①の自動車運送事業者へ事業用自動車等を貸渡す者

### 【補助事業の概要】

先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援※1  
 ※1 令和7年4月1日以降に導入したものが補助対象となります。

①受付期間：令和7年6月30日～令和8年1月30日

②補助対象装置等（以下の一覧のとおり）



（公財）日本自動車輸送技術協会  
 申請ポータルサイト  
<https://ataj-asv.jp/>

補助対象装置	補助対象車両	補助率※2	補助限度額※2 ※3 ※4
衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）	・車両総重量 3.5 トン超のトラック・バス	1 / 2 (1 / 3)	100,000 円※5（67,000 円）
車間距離制御装置 + 車線維持支援制御装置	・トラック・バス・タクシー		100,000 円（67,000 円）
ドライバー異常時対応 システム	・トラック・バス・タクシー		100,000 円（67,000 円）
先進ライト	・トラック・バス・タクシー		100,000 円（67,000 円）
側方衝突警報装置	・車両総重量 3.5 トン超 8 トン以下 のトラック・バス		50,000 円（33,000 円）
後側方接近車両注意喚起 装置	・車両総重量 3.5 トン超のトラック・バス		50,000 円（33,000 円）
統合制御型可変式 速度超過抑制装置	・バス		100,000 円（67,000 円）
アルコール・インターロック	・トラック・バス・タクシー		100,000 円（67,000 円）
事故自動通報システム	・トラック・バス・タクシー		（後付け 以外） 50,000 円（33,000 円） （後付け） 30,000 円（20,000 円）
車輪脱落予兆検知装置	・車両総重量 8 トン以上のトラック ・乗車定員 30 人以上のバス		50,000 円（33,000 円）
道路標識注意喚起装置	・トラック・バス・タクシー		30,000 円（20,000 円）

※2（ ）内は貸切バス事業者のうち中小企業者以外の場合。

※3 事故自動通報システムの後付けのものについてはサブスクリプションによる導入も可とし、その場合の補助対象経費は「契約期間分の料金（初回契約分として一括払いした額に限る）」とし、補助上限額は1ヶ月分の料金×12ヶ月×1/2（中小企業以外の場合は×1/3）とする。

※4 1車両あたり複数の装置を装着する場合にあっては、1車両あたり上限 トラック：200,000 円、バス：300,000 円、タクシー150,000 円とする。

※5 トラクタに備えるものであって、当該トラクタとともにトレーラを導入する場合の補助限度額は 150,000 円とする

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

# 中小企業 省力化投資補助金

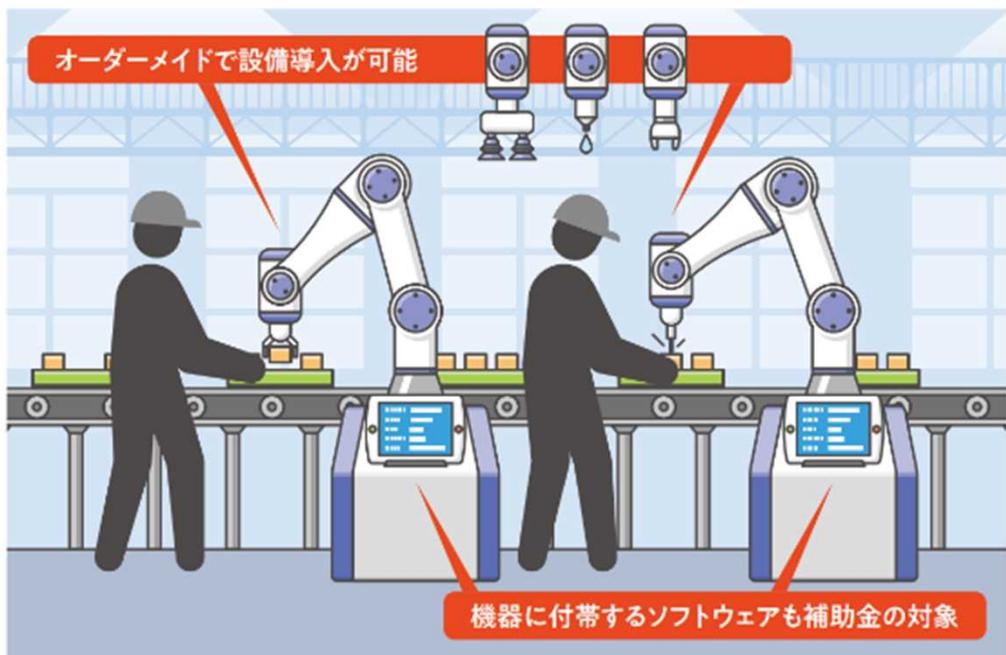
事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる

**一般型 NEW!**

補助率<sup>※</sup>  
中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3  
補助上限額  
最大 1億円

- オーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- 公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- 大幅買上げ特例(補助上限額アップ)、最低賃金引き上げ特例(補助率2/3にアップ)があります。

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。



例えば、通信販売事業で

オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入

例えば、自動車関連部品製造事業で

検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

**中小企業省力化投資補助金とは、**人手不足解消に効果のあるロボットやIoTなどの製品や設備・システムを導入するための経費を国が補助することにより、中小企業の省力化投資を促進し売上拡大や生産・業務プロセスの効率化を図るとともに、買上げにつながることを目的とした補助金です。

Be a Great Small.  
中小機構

中小企業 省力化投資補助金 一般型 NEW! 補助率<sup>※</sup> 中小企業 1/2 | 小規模・再生 2/3 補助上限額 最大 1億円

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

## ● 補助対象となる事業

人手不足の中小企業などが、省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「労働生産性 年平均成長率4%向上」を目指す事業計画に取り組むものが対象です。

- 基本要件**

  - ① 労働生産性の年平均成長率が+4%以上増加
  - ② 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上または給与支給総額の年平均成長率が+2%以上増加
  - ③ 事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
  - ④ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表など(従業員数21名以上の場合のみ)の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※最低賃金引上げ特例事業者の場合、基本要件は①、②、③のみとします。 ※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していたとしても、毎年、発表期後を提出した上で、事業成果を確認します。 ※基本要件が全て満たされた場合、補助金返還義務はありません。

**その他要件**

  - ① 補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。
  - ② 事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。
  - ③ 3～5年の事業計画期間内に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。
  - ④ 人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備などの導入を行う事業計画を策定すること。

※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。

## ● 補助率と補助上限額

従業員数	補助率 <sup>※</sup>	補助上限額	大幅な買上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名	小規模・再生 2/3	3,000万円	4,000万円
51～100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

※補助金額1,500万円までは1/2もしくは2/3(小規模・再生事業者)、1,500万円を超える部分は1/3。

- 補助上限額がアップする [大幅買上げ特例]の適用要件**
- ① 給与支給総額の年平均成長率+6%以上増加
  - ② 事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+50円以上の水準
- ※最低賃金引上げ特例事業者は除く。 ※上記①、②のいずれか一方でも満たした場合、各申請時の従業員数増加の補助上限額と比べて補助金を返還。
- 補助率が2/3にアップする [最低賃金引き上げ特例]の適用要件**
- 中小機構が指定する一定期間において、3か月以上地域別最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いること
- ※小規模・再生事業者は除く。 ※補助金額1,500万円までが引き上げ対象となります。

## ● 申請から事業完了までの流れ



本補助金の詳細や公募スケジュール、公募要領などはこちらから

中小企業省力化投資補助事業ホームページ <https://shoryokuka.smrj.go.jp/>



お問い合わせは、本補助事業コールセンターまで あらかじめ上記ホームページの掲載資料や「よくあるご質問」をご確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル **0570-099-660** IP電話などからのお問い合わせ **03-4335-7595**

● 受付時間：9:30～17:30/月曜～金曜(土・日・祝日除く) ※通話料がかかります。恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくしてからおかけ直しください。

簡易で即効性のある省力化投資に「カタログ注文型」もご利用ください!  
カタログから選んだ汎用製品を導入

## 応募申請

公募回	公募開始日	申請受付開始日	公募締切日	採択発表日
第1回	2025年1月30日（木）	2025年3月19日（月）	2025年3月31日（月） 17:00	2025年6月16日（月）
第2回	2025年4月15日（火）	2025年4月25日（金）	2025年5月30日（金） 17:00	2025年8月中旬（予定）
第3回	2025年6月27日（金）	2025年8月4日（月） 10:00	2025年8月29日（金） 17:00	2025年11月下旬（予定）

※公募回は年3～4回を予定しています。

※第4回の公募のスケジュールは詳細が確定次第更新いたします。

